

ひとり親家庭・寡婦のためのいろいろな制度

相談の窓口

母子・父子自立支援員

県保健福祉事務所・市福祉事務所にいる母子・父子自立支援員が、みなさんの相談に応じています。

くらしのこと、子どものこと、福祉資金など、どんなことでも気軽にご相談ください。

母子・父子自立支援プログラム策定員

児童扶養手当を受給している方々に対して個別支援計画を策定し、自立・就業を支援します。

民生委員・児童委員

みなさんの住んでいる地区には、民生委員・児童委員がいます。生活上の心配ごとや子どもの養育上の悩みなど、生活全般の相談相手になっています。

子育て相談総合窓口かるがも

子育てに関する種々の問題について電話または面接による相談に応じています。また、月2回臨床心理士によるカウンセリングも行っています。(要予約)

○電話番号 055-228-4152・4153

○面接相談場所 男女共同参画推進センター(ピュア総合)1階(甲府市朝氣1-2-2)
(上記電話番号で受け付けます。事前にお電話下さい。)

○開設時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで
土曜日・日曜日・祝日 午前9時～午後3時30分まで
(第2・第4月曜日・年末年始を除く)

男女共同参画推進センター

男女共同参画推進センターでは、女性のさまざまな悩みごとについて、専任の女性相談員が相談に応じています。お気軽にご相談ください。

○電話番号 055-237-7830

○開設時間 第2・第4月曜日・年末年始を除く毎日
午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と児童、親のない児童が病気やけがで通院・入院(入院時食事療養費は除く)した場合、本人負担分が原則窓口無料になります。

(所得税非課税世帯)

○児童 満18歳の誕生日の属する年度末まで

○県内の医療機関等において受給資格者証を提示すると、無料で受診できます。

高校生への就学支援

○いずれも進学を予定する高校、在学する高校へおたずねください。

高等学校等就学支援金

高校の授業料に充てられる給付です(学校が国から受領します)。

高等学校奨学給付金

生活保護世帯等への教科書や学用品の経費の給付です。

育英奨学金

経済的理由により修学が困難な生徒への貸付けです。

高等学校定時制課程等修学奨励費

経済的に修学が困難な生徒への貸付けです(卒業すれば返還が免除となります)。

高等学校等入学準備サポート事業

経済的に余裕のない世帯への制服や体操着等の経費の給付です。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高校卒業程度認定試験の合格のため講座等を受講する場合に、受講料を給付します。

○対象者 児童扶養手当受給水準等のひとり親家庭の親と児童

○給付金についての事前相談 事前に県保健福祉事務所・市福祉事務所に相談し、給付等の申し出をしてください。

母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子福祉資金 20歳未満の子どもを抱えているひとり親家庭の方に対して貸付けられる資金です。(12種類)

寡婦福祉資金 子どもが20歳以上になって、母子福祉資金が借りられなくなった寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対して貸付けられる資金です。(12種類)

○貸付までの流れ 相談→申請→調査・審査→決定→貸付

※申請から貸付までに2ヶ月ほどかかりますので、お早めにご相談ください。

○貸付金の相談・申請 県保健福祉事務所(甲府市居住の方は、甲府市子育て支援課)へ事前に電話連絡のうえ相談・申請してください。